

(平成26年7月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から53年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年5月から同年10月まで  
② 昭和51年11月から53年7月まで

私は、A区に転居した昭和53年春頃に国民年金の加入手続を行い、それまで納付していなかった申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。申立期間の保険料を納付したものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば昭和54年12月に払い出されており、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した当該期間当初の51年5月に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるが、同払出時点では当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人の手帳記号番号が払い出された時期に第3回特例納付制度を利用して当該期間の保険料を納付することは可能であったものの、申立人には特例納付制度に関する記憶が無い。

申立期間②については、申立人が所持する年金手帳及び年度別納付状況リスト（昭和59年5月10日現在）によれば、申立人は、昭和51年11月15日に国民年金の被保険者資格を喪失し、53年8月1日に同資格を再取得しており、未加入期間とされている当該期間の保険料は納付することができない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東東京国民年金 事案 13993 (事案 13189 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年7月までの期間及び52年1月から54年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から同年7月まで  
② 昭和52年1月から54年10月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれ、申立期間②の保険料は私が納付していたので、納付記録の訂正を申し立てたが、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、年金記録の訂正は認められなかった。

その後、小学校のクラス会で同級生から、「20歳の時に、オレンジ色ではない年金手帳が突然区役所から自宅に届いた。」と聞いたので、私にもオレンジ色ではない色の年金手帳が発行されたはずである。私が20歳になった頃に発行されたはずの年金手帳の記号番号を再度調査し、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年8月以降に払い出されており、当該記号番号が記載された年金手帳が交付された同年9月時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないこと、ii) 申立人はオレンジ色以外の国民年金手帳を所持していたとしているが、申立期間当時に交付される年金手帳の表紙の色は、現在申立人が所持している手帳と同じ色であり、申立人の説明とは異なる上、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成24年5月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人が20歳になった頃にオレンジ色ではない色の年金手帳が発行されたはずなので、その年金手帳の記号番号を再度調査し、申立期間の納付記録を訂正してほしいとしているが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたこと

をうかがわせる事情は見当たらず、そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 7 月までの期間、同年 10 月、37 年 3 月から同年 10 月までの期間、38 年 2 月から同年 10 月までの期間、39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間、42 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 43 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 7 月まで  
② 昭和 36 年 10 月  
③ 昭和 37 年 3 月から同年 10 月まで  
④ 昭和 38 年 2 月から同年 10 月まで  
⑤ 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで  
⑥ 昭和 42 年 1 月から同年 3 月まで  
⑦ 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで

私は、母から、老後のために国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しなければいけなくなったので、私の保険料も納付することになったと聞いた覚えがあり、母は、役場で私の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親から聴取することができず、申立人は保険料納付に関与していないとしており、申立期間の保険料納付の状況が不明であるため、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の主張が確からしいと判断することができない。

また、申立期間は、昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの間の 7 か所で、合計 40 か月となっており、行政機関がこれほど長期にわたり事務処理を繰り返し誤ったとも考え難い。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。